

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県上尾市原新町26番1号

氏名 株式会社 共同土木

代表取締役 内田 耕太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊一



許可の年月日 令和4年3月17日  
許可の有効年月日 令和10年7月10日



## 1. 事業の範囲

### (1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

### (2) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を含む。また「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池に限る）を含む）、

イ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプに限る）を含む）、

ウ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプ、水銀電池、空気亜鉛電池に限る）を含む）、

エ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプに限る）を含む）、

オ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 以上5品目

### (3) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を除く。また「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻、イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物に限る）、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ ゴムくず、コ 鋳さい 以上10品目

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 千葉市若葉区野呂町1654番の一部 他  
（面積及び産業廃棄物の種類については別記1のとおり）

## 3. 許可の条件

別記2のとおり

## 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年9月21日 新規許可

令和3年7月12日 更新許可

令和4年3月17日 変更許可（品目の追加）

令和5年4月6日 変更届出（保管施設の変更）

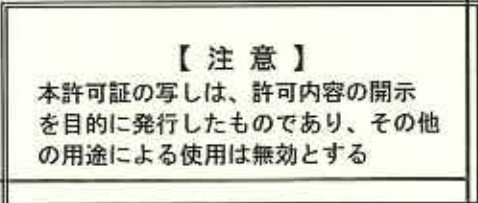
## 5. 積替え許可の有無

市名

許可番号

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白



## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

(1) 産業廃棄物の保管は(2)の場所で行うこと。

(2) 施設の種類、設置年月日、面積、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	面積	数量	所在地
廃棄物保管施設 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成21年1月29日)	保管面積 6㎡ 保管容量 7.15㎡ 保管高さ ———— 保管上限 7.15㎡	1	千葉市若葉区野呂町1664番の一部、1658番、1659番、1662番1、1651番4、1652番2、1661番2  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                         複写無効 NO COPY                     </div>
廃棄物保管施設(次の品目は石綿含有産業廃棄物を含む) (がれき類) (平成21年1月29日)	保管面積 6㎡ 保管容量 7.15㎡ 保管高さ ———— 保管上限 7.15㎡	1	
廃棄物保管施設(次の品目は石綿含有産業廃棄物を含む) (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成31年1月23日)	保管面積 0.99㎡ 保管容量 0.89㎡ 保管高さ ———— 保管上限 0.89㎡	2	
廃棄物保管施設(次の品目は石綿含有産業廃棄物を含む) (廃プラスチック類) (平成31年1月23日)	保管面積 0.99㎡ 保管容量 0.89㎡ 保管高さ ———— 保管上限 0.89㎡	2	
廃棄物保管施設(次の品目は水銀使用製品産業廃棄物(蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプに限る)を含む) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成31年1月23日)	保管面積 6.84㎡ 保管容量 8.09㎡ 保管高さ ———— 保管上限 8.09㎡	1	
廃棄物保管施設(次の品目は水銀使用製品産業廃棄物(蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプに限る)を含む) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成31年1月23日)	保管面積 0.25㎡ 保管容量 0.22㎡ 保管高さ ———— 保管上限 0.22㎡	2	
廃棄物保管施設(次の品目は水銀使用製品産業廃棄物(水銀電池、空気酸化電池に限る)を含む) (汚泥、金属くず) (平成31年1月23日)	保管面積 0.073㎡ 保管容量 0.026㎡ 保管高さ ———— 保管上限 0.026㎡	2	

**【注意】**

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする

別記2

(1) 粉じんを飛散させないよう散水を行うこと。

(2) 塵の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、機出しに際しても自らが行うこと。

(3) 搬入・搬出に係る作業時間は午前8時から午後6時までとすること。